

令和2年度

放課後児童支援員認定資格研修会

開 催 要 項

鳥 取 県

令和2年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の規定に基づき、同項各号に該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主催 鳥取県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間】
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2-⑥ 障害のある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間】
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5-⑬ 子どもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場

会場：鳥取短期大学 シグナスホール1階 大講義室 (〒682-8555 倉吉市福庭 854)・駐車場有

	9/21 (月・祝)	10/4 (日)	11/1 (日)	11/8 (日)	11/22 (日)	12/6 (日)
10:15～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	1-①	2-⑦		3-⑨	3-⑧	
13:00～14:30	1-②	2-⑥	2-④	5-⑬	4-⑪	6-⑮
14:40～16:10	1-③	3-⑩	2-⑤	5-⑭	4-⑫	6-⑯
16:10～16:20						ガイダンス
講師	中山 芳一 岡山大学	石本 雄真 鳥取大学	中田 周作 中国学園大学	中山 芳一 岡山大学	豊田 開吏 放課後児童支 援員	藤原 由加 放課後児童支 援員

5. 応募できる方 以下の(1)(2)のいずれにも該当する方です。

(1) 基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者

【基準第10条第3項抜粋】

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

(2) 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員[※]または従事する意思がある者（※令和3年4月1日までに従事することが決定している者を含む）

(注)「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 研修科目の一部免除

厚生労働省「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.(6)「科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。なお、科目の一部免除を受けようとする場合は、当該資格を有することを証する書類を必ず提出してください。

7. 必要経費

テキスト代 2,300円 各会場1日目に現金と引き換えでお渡しします。

なお、受講料は無料です。

8. 受講申込方法

クラブ所在の市町村に必要な書類等をご提出ください。県及び日本放課後児童指導員協会には受講申込書類を直接送らないでください。

(1) 受講申込締切日 令和2年9月1日(火) 必着

(2) 受講申込に必要な書類等

①	受講申込書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください(コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(プリントシール機不可。裏面に氏名を記入)を受講票に貼ってください
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類の写し	各種資格証、修了証書、実務経験証明書(様式2)の写し、基準第10条第3項第9号に該当することを市町村長が認定した証明書(様式3)等 (研修科目の一部免除を希望する場合は、該当する資格を証する書類を添付してください。)
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

- 1号該当（保育士）→保育士登録証または保育資格証
- 2号該当（社会福祉士）→資格証
- 3号該当（高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者）
 ※現職の方→卒業証明書（または卒業証書の写し）・実務経験証明書
- 4号該当（教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者）→資格証
- 5号該当（大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）
 →卒業証明書（または卒業証書の写し）・科目履修証明書
- 6号該当（大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者）→大学院への入学が認められたことが確認できる書類
- 7号該当（大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）
 →卒業証明書（または卒業証書の写し）
- 8号該当（外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）
 →卒業証明書（または卒業証書の写し）
- 9号該当（高卒等の者であって、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者）※現職の方は、9号ではなく、3号に該当しますのでご注意ください。
 →卒業証明書（または卒業証書の写し）・実務経験証明書（市町村長の証明印の入ったもの又は、市町村長が適当と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）
- 10号該当（5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの）
 →実務経験証明書（市町村長の証明印の入ったもの又は、市町村長が適当と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）

※上記の証明書と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）も併せて添付してください。なお、市町村において確認済みである場合等、添付を省略できる場合があります。

9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日の約1週間前に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

<受講申込が受理された方へ送付する書類>

- * 受講申込受理通知書
- * 日程表
- * 会場案内
- * 新型コロナウイルス感染症対策のための問診票

10. その他

(1) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(2) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほ

か、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供、新型コロナウイルス感染症対策のために使用します。

- (3) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止等の連絡は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。

<http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。

11. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効。全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。

12. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記のことにご協力ください。なお、今後の感染拡大状況によっては、研修を延期または中止する場合がありますのでご承知ください。

(1) 問診票の記入

研修当日はご自宅で検温していただき、受講申込受理通知書と同封する問診票を記入の上、受付でご提出ください。提出していただけない場合や、該当するものが1つでもある場合は受講をご遠慮いただきますのでご理解ください。なお、問診票を当日お忘れになった場合は受付で必ず記入していただきます。

<問診票確認事項>

- ①発熱
- ②過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴
- ③自身が患者、濃厚接触者であったり保健所から外出を控えたり体調に注意するよう依頼されていないか
- ④咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚又は嗅覚の異常・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状があるか

(2) 研修について

研修当日は必ずマスク着用でご来場ください。また、研修会場出入口での消毒液による手指の消毒をお願いします。その他、なお、一定の間隔を空けた座席配置とするなど感染症予防対策を徹底して開催しますので、運営スタッフの指示に従い、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

よくあるご質問

Q. 会場に駐車場はありますか？

施設内に無料の駐車場がございます。詳細は受講決定の案内に明記しますので、指定された場所への駐車をお願いします。

Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後 10 分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。欠席となった科目のみ、来年度ご受講ください。

Q. 資格証が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号（2年以上、2,000時間実務経験のある方）に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証（保育士等）の添付はなくても構いません。3号に必要な実務経験証明書のみ提出ください。

Q. 高校の卒業証明書が見当たらず、遠方なのですが、他に代わる書類はありますか？

3号の場合は、実務経験証明書のなかに、「高等学校を卒業したものであることは、雇用時に確認済みである」等の一文を入れ、証明していただける場合は、添付を省略できます。

Q. 免除の科目も受講できますか？

免除対象の科目も受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

●初日に必要な持ち物・会場の詳細案内は、受講申込受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

<問い合わせ先> ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度その他に関すること）

鳥取県 子育て・人財局 子育て王国課（担当：片寄）

TEL (0857) 26-7868 FAX (0857) 26-7863

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番5号 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp